

日本弁護士連合会臨時総会報告  
2021年3月5日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2021年3月5日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会52会、出席弁護士数のうち本人出席が359名、代理出席が7,279名、復代理出席が1,651名の合計9,341名であり、外国法事務弁護士の本人出席は0名、代理出席が17名であった。

総会は、淵上玲子事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

開会前に事務連絡として、臨時総会開催に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策について御案内する。手洗い等の実施、アルコール消毒液の使用及びマスク着用にご協力をお願いする。クレオ内の密集を避けるため、クレオの外及び日弁連の会議室にも議場を設けているので、クレオが満席になった場合には、そちらの議場に御案内している。

受付に体温を確認するためのサーマルカメラを設置した。受付を済ませた皆さんは既に体温測定にご協力いただいたと思っている。検温に協力いただけない場合、検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる場合、マスクを着用いただけない場合は、入場をお断りしている。開会後に体調不良と見受けられる場合は、退出をお願いすることもあるので、よろしく願います。

また、御発言の際は、必ずマスクを着用したままで発言していただきたい。マスクをお持ちでない方は、事務局まで申し出ていただきたい。

今回の臨時総会は、各弁護士会及び支部の会議室でのインターネット中継による傍聴を導入している。また、本日の録画動画は1週間程度で日弁連総合研修サイトに掲載する。

なお、本日の総会が公開となっていることから、マスメディアの傍聴があり、また写真撮影の要望が来ている。プライバシーの保護と円滑な進行を図るため、発言者等の姿をみだりに撮影されないよう、マスメディアの方々には御協力をお願いしているので、よろしく願います。

定刻となった。荒中会長より挨拶した後、開会宣言をする。

荒中会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

本日は、年度末のお忙しい中、またコロナ禍による緊急事態宣言が発令されており、皆様が多様な活動の制約を受けている中、会場となったこのクレオにリアルで多数の皆様が御出席したこと、このクレオ以外のところにも席を設けているが、順次御着席いただいているところである。

このリアルで御出席いただいたほか、総長からも今話があったが、今回初めての試みとして、各弁護士会の本庁、支部とつないで、オンラインで傍聴をしていただくということ

を始めたところである。

このように、リアルで、あるいはまたオンラインで、あるいは傍聴で、多数の皆様にご出席をいただき開催する初めての総会になるけれども、多くの皆様にご出席いただいたこと、心よりまず御礼申し上げます。

私たち2020年度の執行部は、本来であれば4月に開催されるはずであった kongress に始まり、6月の総会、そして今度は鹿児島で予定されていた秋の人権擁護大会、7月以降の8ブロックのブロック大会、こういうものにご出席、参加して、各地方の皆様、各分野の御活躍されている皆様と親しく付き合いをさせていただき、意見交換をさせていただくということ、24時間、365日、私たちが活動を自由に展開するというところで、本来、4月からの活動を始めたけれども、残念ながら皆様御承知のとおりコロナによる緊急事態宣言が発令され、1月には更に再度の緊急事態宣言が発令され、そして1都3県については、これが解除されないまま、本日の臨時総会を迎えるということになってしまった。

しかしながら、今日15人の副会長の先生方には御出席いただいているけれども、副会長の皆様にご頭切替えをしていただき、そして新しい形での総会のやり方というものはないのかということ、去年の夏には、毎日のように正副会長会を開催させていただき、御存じのとおり9月の定期総会を開催する運びとなった。

このような形でやるに当たっては、東京三弁護士会の50人前後の会員の先生方の御協力を得てやれたということもあったけれども、本当に皆様の御協力によりできたものと感謝している次第である。

何度も申し上げますが、鹿児島での人権擁護大会、三つのシンポジウムを予定していたけれども、今年に持ち越された。しかしながら、これに代わる行事としてこの2月15日にシンポジウムを開催した。その成果も含めて1冊の本に取りまとめた。これがその本である。本の数が少ないため皆様に配っていないが、ダウンロードができるような状態になっているので、是非御覧いただければと思っている。この本の取りまとめに、本当に御尽力をいただいた人権擁護委員会の皆様方、COVID-19対策本部の皆様、そして多くの皆様にご会長として改めて感謝申し上げます次第である。

さらにはまた2月25日には、COVID-19による様々な制約を受けた中で、苦しい生活をしておられる方々を対象とするコロナ生活相談というものを52弁護士会、全弁護士会の御協力をいただいて、朝から晩まで開催したところ、850を超える御相談を寄せていただいた。皆様のおかげで、このような形で困っている方々の相談に対応することができたので、これをまた分析して、新しい私たちの政策に結び付けていければと思っている。

このような形で、コロナ禍の活動を絶やすことなく活動してきたけれども、コロナ禍に対応するだけではなくて、少年法改正問題、これも閣議決定されたところであるが、さらにはまた検察庁法改正問題、そして罰則が問題になった感染症法等の改正問題などに、積極的に我々一体となって取り組み、一応それなりの成果を収めることができたものと考えている。

本日の臨時総会も、正にこれまでの活動の成果として、皆様にご幾つかの議題を諮るものである。総会、理事会、法定委員会の開催要領に関するもの、あるいはまたこれに関連し

て予算などに関するもの、あるいはまた債務整理事件の処理に関するものなどについて、私たちの議論の成果を皆様知らせ、そして決議をしていただくということになっているので、御審議いただき是非御承認いただけたらと思っている。

このようなコロナ禍とはいえ、日弁連が総会を可視化するということが、全国の弁護士会の会員の皆様が傍聴可能となったことというのは、極めて大きな出来事であり、歴史的なことだと私は思っている。このようなことができたのも、副会長の皆さんと理事の皆さんが協同していろいろ御検討いただき、そして、それを総次長たちが、皆さんが可能にするためにいろいろと実務的なことを検討した成果だと思っている。

最後になったが、このオンライン傍聴を可能にしたのは、全国の事務局の皆様の御尽力の賜物と思っているので、この点も皆様に感謝の気持ちを伝えたいと思う。

本日は、議題も多く長丁場になるかもしれないが、充実した議論をしていただければと思う。以上をもって、会長からの挨拶とさせていただきます。

それでは、冒頭の手続に入らせていただく。

日本弁護士連合会の臨時総会の開催に当たっては、定足数を充足していることが必要である。会則第40条の2によれば、総会は代理人によって議決権を行使するものを含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないとされている。事務局から報告を受けたが、午後0時28分現在で既に本人出席が200名、代理出席が5,386名、会出席が27名、合計して5,613名が受付を済ませている。復代理については、現在なお集計中であるが、復代理を除いても定足数を満たしているため、会長として開会を宣言させていただきます。

なお、復代理やその後の増加を含めた出席者数については、受付において集計ができ次第、後ほど議長団から御報告を頂くこととする。

続いて正副議長の選任手続がなされ、荒会長が選任方法について議場に諮ったところ、深沢岳久会員（東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、荒会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、荒会長は、議長として澤野正明会員（第一東京）、副議長として水上洋会員（第二東京）及び佐々木育子会員（奈良）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、荒会長から議案が提出された。

議長は、議事録署名者として、箭内隆道会員（東京）、相原佳子会員（第一東京）及び國貞美和会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

佐々木副議長 「それでは、議事について、幾つか説明をさせていただきます。本日の臨時総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策として、クレオ内の議席を大幅に減らすとともに、クレオ以外にも2階ロビー、1階エントランス、17階1701、1702、1703、1704、14階1401会議室、16階来賓室を議場とし、クレオ

と一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオが一杯になった時点で、今申し上げた場所を順次議場として拡張する。なお、17階ないし14階の議場の様子はモニターで確認できる態勢をとっている。

また、2階ロビーは副議長が管理するが、17階ないし14階及び1階エントランスの議場については、管理する者が必要なので、後ほど議長が指名する議場管理責任者に管理していただく。

なお、クレオを含む各議場は、換気のため議場閉鎖時でも扉を開けたままにしているので、事務局の案内に御注意されたい。議場閉鎖中は扉が開いていても議場への出入りはできない。

議場において発言される際の注意事項を申し上げる。発言しようとする会員は、まず起立して「議長」と呼ぶこと。許可を受けずに発言することはできない。発言の際は、必ずマスクを着用していただきたい。

議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言すること。発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用すること。以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また、記録上も重要なので、是非お守りいただきたい。

なお、発言後は、マイクに備え付けている消毒シートを使って、発言者本人でマイクを拭いて消毒していただきたい。

また、クレオ以外の議場で出席する会員の発言については、クレオのマイクで発言いただくこととする。発言権を確保するため、17階ないし14階の議場で出席する会員が発言を希望する場合は、各議場の議場管理責任者に申し出て、2階クレオ内まで来ていただきたい。クレオ内後方に発言者用の待機席を用意しているので、あらかじめ御移動いただくとスムーズになる。席数の関係で、発言後は元の議場に戻る。クレオ2階及び1階エントランスで出席する会員が発言を希望する場合は、申出は不要なので、直接クレオ内の待機席に来ていただきたい。

受付及び議場内の職員において質問・意見用紙を用意しているので、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめこれに記入し、場内の職員に渡していただきたい。

次に、あらかじめ代理人を選任していながら、本日出席された方については、自ら議決権を行使される場合は、代理人から御自分の議決権を戻してもらう必要がある。受付に申し出ていただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手しても、カウントはされない。注意されたい。

次に、採決の際の議決権の行使について、採決に関しては、挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権の数及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。

賛成、反対、棄権のいずれにも挙手されない場合、また、繰り返しになるが、出席者票を掲げないで挙手した場合には、いずれもカウントされない。注意されたい。なお、都合があり途中で帰る場合には、必ず出席者票を議場の外の回収用ボックスか受付に渡していただきたい。

次に、賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について申し上げる。議案によって賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合には、各議

案の採決となる前に、あらかじめ受付において手続を受けていただきたい。前もってお願いする。

次に、外国法事務弁護士は、本総会の議案については第2号、第8号、第13号、第14号、第15号及び第19号の議案について意見を述べ、議決権を行使することができる。その他の議案については、議決権がない。

そして、総会の議事は、会則第54条第1項により公開されている。傍聴席を設けたので、傍聴者の方はその傍聴席で傍聴をお願いする。傍聴の方は、発言することができない。また、本日の総会は各弁護士会の会場にインターネット中継で同時配信し、希望する会員が傍聴できるようにしている。

冒頭で御案内したとおり、クレオ以外の弁護士会館内の議場と中継するが、万一中継が途絶した場合は復旧作業を行う。復旧作業中は休憩するので、議長の指示に従っていただきたい。また、傍聴のために各弁護士会に配信しているインターネット中継については、仮に途絶した場合でも議事を進行するので、あらかじめ御了承いただきたい。なお、本総会の録画データは、開催から1週間後をめぐりに日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議長 「ただいま、副議長からお願いした点については、よろしく願います。とりわけ、議事を円滑に進行するため、質疑や討論を希望される会員は、できるだけ、あらかじめ質問・意見用紙に記入し、場内の職員に渡すようくれぐれも御協力をお願いする。

なお、17階ないし14階及び1階エントランスの議場について、以下の会員を議場管理責任者に指名する。2階ロビーは、副議長が担当する。

1701会議室・武内大徳会員（神奈川県）、1702会議室・大坪和敏会員（東京）、1703会議室・小町谷育子会員（第二東京）、1704会議室・吉岡毅会員（第一東京）、16階来賓室・二川裕之会員（神奈川県）、1401会議室・五十嵐康之会員（第一東京）、1階エントランス・永塚良知会員（第一東京）。

状況に応じて議場管理責任者の皆さんには、適宜役割を相互補完するようお願いする。

進行について、皆様にお願ひがある。本日は、いまだ東京が緊急事態宣言下にある状況での開催になる。全国から会員が参集し、また、会場を見渡すと大先輩の姿も見られる。重要な議案が多数予定されているところではあるが、議長としては、充実した議論を重視しながらも、厳正な進行と時間配分に十分に配慮していきたいと思っている。帰りの便の時間が決まっている方もいると思うし、皆さんの時間を長きにわたって拘束することもはばかられるので、本日はできるだけ早く終了するよう目指していきたいと思っている。そのため、御発言はできるだけ簡潔に、質疑は一人2分、討論は一人3分以内にまとめていただくようお願いする。

時間を超過した場合は、副議長から、この旨のお知らせをする。御発言をまとめるようお願いする。また、内容が重複する御発言は控えていただくよう重ねてお願いする。

さて、これより議事に入る。なお、議案の朗読に関しては、時間の関係もあるので、宣言、決議案も含めた全ての議案について省略したいと思っているが、よろしいか。」

( 拍 手 )

議長「それでは、朗読は省略する。執行部にお尋ねするが、議案の取扱いなど審議方法について、何か御意見があるか。」

議案の取扱いについて、荒会長から、第1号議案から第4号議案まで、第5号議案及び第6号議案、第7号議案から第15号議案まで並びに第18号議案及び第19号議案は、関連する部分がある議案であるため、四つのグループにまとめ、議案が複数にわたる場合は一括上程して審議されたい旨の提案がなされ、議長は上記グループごとに質疑及び討論を一括して行うこととし、採決は議案ごとに各別に行うこととした。なお、第16号議案及び第17号議案は単独で上程することとした。

[第1号議案] 会則中一部改正（第33条、第37条、第40条、第40条の2及び第40条の3・定期総会の開催時期及び開催地並びに総会代理数及び議決権行使方法）の件

[第2号議案] 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第38条及び第38条の2・総会代理数及び議決権行使方法）の件

[第3号議案] 会計及び資産に関する規程（会規第6号）中一部改正の件

[第4号議案] 議事規程（会規第9号）中一部改正（第3条、第7条及び第21条・総会議案の電子提供等）の件

議長は、第1号議案「会則中一部改正（第33条、第37条、第40条、第40条の2及び第40条の3・定期総会の開催時期及び開催地並びに総会代理数及び議決権行使方法）の件」、第2号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第38条及び第38条の2・総会代理数及び議決権行使方法）の件」、第3号議案「会計及び資産に関する規程（会規第6号）中一部改正の件」及び第4号議案「議事規程（会規第9号）中一部改正（第3条、第7条及び第21条・総会議案の電子提供等）の件」を一括して議題に供した。

岡田理樹副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第1号議案から第4号議案までの提案理由を簡潔に御説明する。

日弁連は、創立以来、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士使命感、弁護士の職務を全うするために様々な分野において積極的な活動を続けている。最高議決機関である総会では、時々の重点課題や会則会規の制定、改廃等、弁護士、弁護士会にとって非常に重要なテーマが取り上げられる。

最高議決機関である総会について、今回の新型コロナウイルスのような緊急事態が生じた場合の対応を会則会規にきちっと規定をしておくことが、危機対応として重要であると

考えている。

そこで、この度提案する第1号議案から第4号議案までは、定期総会の開催時期と開催地の変更、総会において一人の会員が代理行使できる議決権数の変更、弁護士会たる会員及び代理人による議決権の書面行使、定期総会延期後の暫定予算及び総会議案書の電子提供に関する会則会規の改正を諮る。

改正の趣旨である5点について、説明する。1点目は、定期総会の開催時期及び開催地を変更する会則改正である。日弁連の定期総会は、会則上、毎年6月に開催することとなっている。本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、緊急事態宣言が発令され、事務局機能にも影響が生じたことから、会則に規定されている6月の開催は困難という状況となった。

このような緊急事態とその後の事情から、理事会の議を経て、定期総会の開催日時を9月4日に変更して開催した。このようなことは、今年度に限らず、今後も様々な災害等を理由に発生する可能性は否定できない。そこで、安定的かつ今回のような事態の下でも弾力的な手続を行えるよう、災害の発生その他のやむを得ない事由によって6月に定期総会を開催することが困難な場合に、理事会の議を経て定期総会を7月以降に開催できるようにするとともに、開催場所は前年の定期総会で決定をされているところであるが、これも理事会の議を経て、変更することができるようにするという改正案となっている。

2点目は、総会において、会員一人が代理できる議決権数を50から100に変更する会則及び外国特別会員基本規程の改正である。年々会員が増加し、提出される代理人選任届も増加しており、一部の弁護士会において、代理人選任届の数に応じた出席会員を確保することが困難な状況が続いている。

そこで、代理行使可能な議決権数を増やすことによって、日弁連の総会が培ってきた議場における議論の積み重ねというものを維持しながら、出席会員を確保することが困難な弁護士会の負担を軽減し、できるだけ多くの会員の意思を反映できるようにすることを目的とした改正である。

なお、代理行使可能な議決権数は、100ということであるが、100よりも少ない議決権数を持った会員が多数御出席いただくことを否定するものではない。あくまでも、上限を100に上げるということである。

3点目は、弁護士会及び代理人による議決権の書面行使を可能とする会則及び外国特別会員基本規程並びに議事規程の改正である。災害の発生その他のやむを得ない事由によって、代理人が総会へ出席することが困難となった場合、委任を受けた議決権の行使ができず、多くの会員の意思が反映できなくなってしまうおそれがある。

弁護士会の議決権についても同様である。9月の定期総会、そして、本日の臨時総会でもそうであるが、議決権の行使に支障が出る事態にならないように、9月、そして今日は、復代理という考え方にに基づき、一部の議決権については、東京三弁護士会の会員の先生方をお願いをして、復代理人として議決権を行使していただくようにしている。しかし、復代理人たる一部の会員に負担が生じる。あるいは、このようなコロナ禍の中で危険が生じるということは、やはり避けるべきと考える。

そこで、災害の発生その他のやむを得ない事由により議決権の委任を受けている代理人

が総会に出席することが困難になった場合に、理事会の議を経て、書面によって弁護士会及び代理人による議決権行使を可能とするという改正を御提案する。

4点目は、定期総会が延期された場合の暫定予算について、会計及び資産に関する規程の改正である。現状、定期総会では、当年度予算と翌年度の4月から6月分までの暫定予算を同時に議決しているが、今年度のように災害などの発生により、定期総会が6月中に開催できない場合を想定しておく必要がある。

そこで、仮に定期総会が6月中に開催できない場合であっても、前年度の定期総会において承認を受けた暫定予算に基づき、予算を執行できるようにすることを目的として、予算成立までに要する経費の暫定予算は、1か月当たり前年度予算の12分の1とするという改正である。

5点目は、総会議案書の電子提供についての議事規程の改正である。現状総会で御審議いただく議案については、文書によって会日の10日前までに弁護士会及び会員に対して郵送をしている。しかしながら、その郵送費用は、増加の一途をたどっているところである。具体的には、議案書の郵送費用として、2017年度は2,288万円、2018年度は2,297万円、そして2019年度には2,513万円を支出している。

また、印刷による紙の使用量も年々増大をしているところである。そこで、議案書については、費用の削減及び環境負荷の軽減、紙使用の節約という観点から、原則日弁連のウェブサイトによる提供に変更することを主とする提案である。

ただし、会議の目的たる事項等を記載した招集通知については、これまでどおり郵送で御通知する予定である。

第1号議案から第4号議案までの提案の理由の趣旨は、以上のとおりである。よろしく御審議のほどお願いする。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

北周士会員（東京） 「第1号議案につき、御質問をしたいと考えている。

まず、今回遠隔地での傍聴が可能になったというのは、非常に素晴らしいことだと考えていて、これは本当に理事会の皆様の御尽力の結果だと考えている。第1号議案において、基本的な方向性として、代理人の議決権の行使を強化するという方向性にあると考えている。代理を100人まで増加するということになると、代理人の書面投票を認めると。全体として、議決権の行使の方向性が広まるということに対して反対をするものではないが、方向性として、個々の会員が、そのまま書面投票をすとか、今回遠隔地での傍聴が可能になったというところで、遠隔地で投票をするという方向ではなく、代理人の議決権を強化するという方向に進んだ意図や目的というところがあれば、御説明いただきたいと考えている。

一応、理由としては、議決権の行使を強化すると。こういったテクノロジーも進み、書面投票も認めるといっているのであれば、最終的には個々の会員が遠隔地でも議決権を行使することができるというのが目指す方向性ではないかと考えており、今回代理人に限るとした改正の理由というか、方向性の理由を御説明いただければと思う次第である。よろ



しく願います。」

岡田副会長 「今質問いただいた中で、代理人の議決権を行使する方向を強化する方向だという評価をいただいたが、今回御提案しているのは必ずしもそういう趣旨ではない。

先ほど御説明したとおり、これまでの総会の基本的な枠組みは変えない。なるべく会場に御参集いただいて、そこでの議論を積み重ねて大きな日弁連の方針を決めていただくという基本的な枠組みは変えない中で、どうしても各会で委任を受けた代理人の方が、会場においでになれないという今回のような緊急事態の場合に、何とかその委任を受けた票を死に票にしてしまわないためにどういう方法が採れるのかということを検討した結果、その部分について無駄にするよりは書面投票という形にしたほうが、より会員の意見を反映できるだろうと考えた次第である。

基本的には、このような事態でなければ会場に集まっていたいて、そこでの議論を聞いて最終的に御判断いただくという仕組みは変えないという方向での御提案である。この先、どのようにしていくのかということについては、様々な御意見がある中で議論を積み重ねていけばよいとは考えているが、今回御提案をしているのは、基本的なそういった枠組みを変えない中で、確実に会員の意見を少しでも酌み上げたいということで御理解いただければと思っている。代理を進めるとか、あるいは代理人による行使を広げるということを目的としたものではないということをお理解いただければと思っている。以上である。」

北会員（東京） 「もう1点だけ、今の答弁を受けて御質問してもよいか。

そうすると、この代理人の議決権を行使するのを広げるというのは、当座と言ったらあれだけれども、こういった事態に対応して死票が増えるというのを防ぐというのが意図であって、執行部としては、基本的には会場になるべく集まって、その上でその場でリアルに投票をすべきだと考えているということによろしいか。

もし、それを重視する、例えば遠隔地での、今回クレオの1階でも恐らく投票には応じると思うけれども、そういったカウントを遠隔地で行うことも不可能ではないと考えるが、今の話だと行わない方向と聞こえたのだけれども、行わない理由などがあれば教えていただければと思っている。」

岡田副会長 「そういったことを行わないとか、こうしたいということではなくて、今回の場合は、今までの総会の在り方を維持した上で、何とか死票を少なくするということが、こういう災害の時に必要だろうという、必要最小限の改正をお願いしているものであり、今後の総会の在り方、そういったことについては、また様々な場で議論を積み重ねていくべきことと理解をしているところである。以上である。」

武内更一会員（東京） 「まず、質問の趣旨を述べる。この第1号議案から第4号議案まで、災害その他の場合と限定しているけれども、やはり災害と言ってもいろいろある。そこでこの種の総会を開く場合の議案を、急を要するものに限る、不可欠なものに限ると

いう形で限定するという考え方はないか。

理由としては、やはり総会でリアルに議論して、それを見て自分の考えをもう一度改めたり、また強めたり、そういう形で意見を決めて投票する、議決するということは、やはり会議、特に最高意思決定機関である総会では極めて重要なことだと考える。

ところが、こういう形で、例外ではあっても、やはり重要な議案について、ごく少数の会員しか会場には集まらない場合、また、あらかじめ投票方法を決めて、投票の内容を決めてそれを書面に委ねてしまうと。現在の委任状もそうだけれども、更にその委任状から、書面、議決書というものに限定してしまうということは、会議としての本質を失っていくことになりかねない。そういう形で行った総会については、総会の正当性自体に疑義が生じ、また会員の中で意見の統一をしていくことが難しくなるということもあるのではないかと考える。

まして、昨年1年間の荒執行部の対応を見ていると、端的に言って独断専行の行為が多すぎる。非常に遺憾であると考え。入口で黄色いビラを配ったが、新型コロナウイルスによる影響を受けた法テラスの業務を拡大すると。それから、逃亡防止関係について、GPSというものを検討するように対外的に発表してしまう。そういう独断専行が多すぎるので、非常に危惧を感じるので、議案を限定するという事を考えるべきだと考えるが、いかがか。」

岡田副会長 「どのような議案を総会に上程するかは、理事会で決めるということになっている。そして、今回の場合、更に緊急事態の場合に、どうしても委任状を持った代理権を受けた方が会場に参集できない、そういったぎりぎりの事態のときに、その票をどう行使していただくかということをお提案しているものであり、少ない人数だけを集めて勝手な議案を出してなどということができるような仕組みではないと理解しているので、御懸念の点は修正する必要はないと思っているところである。以上である。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

牧田潤一朗会員（第二東京） 「私は、第1号議案から第4号議案までに賛成する立場から、意見を述べる。これらの議案のうち、災害時等の場合に、総会の開催時期や開催地を変更したり、弁護士会及び代理人の書面による議決権行使を可能にしたりする改正案は、主に従前の会則会規が災害等の非常時を想定した総会運営の規定を欠いていた部分を是正する目的と理解している。

昨年来の新型コロナウイルスの感染拡大の中で、日弁連の活動も大きな制約を受けてきた。今年度の定期総会では開催時期を遅らせることとなり、議決権行使の方法も会則会規の定めていない方法を探らざるを得なかった。

しかし、コロナ禍の収束が見通せない中で、明文規定を欠いた総会運営が、恒常的に行われることは望ましくない。多数の会員が参加する総会の運営は、適正かつ安定的に行われる必要がある。そのため、非常時にあっても会則会規に則って、適正かつ安定した総会運営を行えるようにすることは、極めて重要な目的と言える。

そして、その手段として、今回提案されている改正案は、今年度の定期総会で行われた措置を基礎として、これを明文化するものと言える。これらの改正内容については、会員内で様々な意見があるだろうとは思ふ。総会運営の更なる変更を求める声もあると承知している。

しかし、総会は、日弁連の最高意思決定機関であり、その意思決定の方法を大きく変更することについては、様々な角度から幅広く、かつ、慎重な検討が必要になるものと思われる。この点、コロナ禍が収束せず、顔を突き合わせた形での会内議論が困難な状況においては、大きな改正を進めるために、必要な議論が十分に行えない懸念がある。

そのような状況にあつては、まずは、今年度の定期総会で行われ、現に多くの会員に利用された措置を基礎としてこれを明文化し、会則会規に則った総会運営を確保するという限度で手当てをすること、現実的な選択肢として合理性があると考えられる。

また、代理できる議決権数の拡大も、今回のコロナ禍をきっかけに認識された問題だと思っているが、実際に会員数が増加している中で、総会の現実の出席者数を確保しつつ、議決権行使も容易にするというバランスの中で提案されたものと考えられる。

従前、50人と定められた2009年度末の会員数が、2万6,000名余りであったのに対して、2020年度末の会員数が、4万2,000名余りと約1.6倍になっており、更に増加することが予測されることからすると、100人にすることは妥当な増加と考える。さらに、総会議案の電子提供については、デジタル社会に対応し、費用や紙の節約という点からも望ましいものとする。したがって、第1号議案から第4号議案までについては、賛成する。以上である。」

北会員（東京） 「私の質問というか、討論というか、意見提案としては、先ほど述べたものと多少重複するが、議決権の代理人での行使を広げるといふか、委任状100通までというところと、書面投票の導入については、積極的に反対するものではない。

しかしながら、私の考えとしては、やはり将来的には、各々の会員が直接に日弁連総会で遠隔地であっても意思表示ができるという状況にするべきだと考えている。これは会内民主主義という側面からしても、個々の会員の意見が直接反映された方が望ましいし、やはり委任状の管理というのは、どうしてもミスが入る可能性もあると考えている。これは何年前かの臨時総会で発生した事態でもある。

そういったこともあつて、ただ、この状況でいきなり導入するというのが難しいという御意見も、もちろん当然だと思っているので、今後そういった適切な個々の会員が直接議決権を投票できるような方法について、例えば日弁連でワーキンググループを作るとか、そういったものの議論を進めていただければと考えている。よろしく願います。」

横山耕平会員（大阪） 「第1ないし第4号議案、特に1人で100人までの会員を代理できることについて、賛成の立場から意見を述べる。

コロナ禍の下、本日私は大阪からここ東京までやってきた。新幹線で2時間半掛かった。何も飲まず、何も触らずじっと座ってここまで来た。当然また同じように帰る。まるで禅僧にもなった気分である。気を付けて行くとは言っても、やはり家族からは無言の圧力と

非難を受けている。仕方がない。しばらくは、家庭での温かい会話はお預けかもしれない。あるいは、もともと温かい会話などなかったと、ある人は言うかもしれない。ここにおられる皆さんは私と違い、強い責任感と勇気と細心の注意をもってお越しになったと思う。私よりも厳しい条件でここに来た方もいるであろう。

さらに、強い責任感があっても来ることを許されなかった会員がいることも私は知っている。例えば、感染すると命の危険にまで関わる、周りにそんな心配のある方たちである。今日、私はそのような50人の方の委任状を託されてここに来たが、私は知っている。大阪には、51人目の委任状があり得たことを。そのために私と同じく多くの会員が苦勞して、大阪からここへ来ている。それは、今の会則上、私の船には50人しか乗ることができないからである。51人目の委任をした方たちをクレオに連れて行けなければ、弁護士会のトレーの中で静かに眠ったままになる。まるで楽しみな遠足に出掛けた子どもが、途中で迷子になったようなものである。

51人目の委任状を救いたい。それがこの議案である。でも、ある人は言う。そんなことをしてもきりが無い。次は連れて行けない101人目の委任状が出ると。確かに、この議案が通っても次は、そんな101人目が出るかもしれない。

ウォルト・ディズニーは、101匹のダルメシアンを救い出した。101人目の委任状を救い出すのは、この先の会員が決めるであろう。今は、まず51人目の委任状である。

また、ある人は言う。多数の代理を許すと、総会が活性化しなくなると。確かに1人1,000人の委任で、この広いクレオに50人の会員しかいない総会を想像すると、私も違和感を覚える。しかし、本議案は、100人の代理を超えてはいけないというものである。逆に20人でも30人でも、手分けして委任を受けられるのであれば、それは構わない。自ら独りで漕ぎ出せる方であれば、なおさら歓迎である。そのような方こそ、総会を活性化させるであろう。ということで、ある人の言うことは、私の気持ちを捉えることはない。もともと温かい会話などなかったかもしれないという1点を除いて。

私は、51人目の委任状の人たちを救いたいと思っている。そして、できるならば温かい会話がお預けになる会員が1人でも減ることを願う。以上のとおり、本議案に賛成の意見を述べる。」

菰田優会員（第一東京） 「第1号議案から第4号議案までに賛成の立場から意見を述べる。私は、2018年度と2019年度に事務総長を務めた。任期中定期総会2回のほか、臨時総会を2回経験した。

その経験から、会務運営をつかさどる執行部として、予期しない緊急事態により、会則に定める6月に定期総会が開催できない場合の対応として、開催時期及び開催地の変更や暫定予算案について整備をしておくことは、十分理解できるし、必要であると思う。

また、現行の会則会規が書面投票を認めずに、議決権の代理行使を認めている趣旨は、会員が可能な限り総会に臨場し、議論に参加することで意見形成をしていくべきということも含まれていると考えられる。

一方で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のような事態が生じ、議決権の委任を受けた代理人が総会に出席できなれば、議決権が行使されず、多くの会員の意思が会

務運営に反映されなくなってしまう。

この点、昨年9月の定期総会は、会員の意思が反映されない事態を回避するため、復代理人による議決権行使を認めることとされた。しかし、議案書にも記載されているとおり、復代理人による議決権行使には限界があるものと思う。

今回の執行部からの御提案は、これまで自治組織としての日弁連が培ってきた総会の在り方の根源を維持しつつ、あくまで緊急事態が生じた場合の例外的な対応を定め、多くの会員の意思を総会に反映するための方法として、必要最小限の会則会規の改正を行うものであることから適切なものであると考える。賛成の立場から意見を述べさせていただいた。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第2号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第4号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

**[第5号議案] 会則中一部改正（第58条及び第59条の2・通信システムを利用した理事会等の出席）の件**

**[第6号議案] 議事規程（会規第9号）中一部改正（第16条、第36条、第43条の2、第55条、第59条、第61条の2、第73条及び第77条・通信システムを利用した理事会等の出席及び会議での発言方法の変更）の件**

議長は、第5号議案「会則中一部改正（第58条及び第59条の2・通信システムを利用した理事会等の出席）の件」及び第6号議案「議事規程（会規第9号）中一部改正（第16条、第36条、第43条の2、第55条、第59条、第61条の2、第73条及び第77条・通信システムを利用した理事会等の出席及び会議での発言方法の変更）の件」を一括して議題に供した。

岡田副会長から次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

第5号議案及び第6号議案の提案理由を御説明する。

今年度の理事会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により緊急事態が宣言され、県境を越える移動の自粛要請がなされたこと、また、その後も感染が収束をみないという状況において、理事全員が一堂に会して理事会を開催するということが困難な状況が続いた。

一方で、日弁連の活動を継続するため、意思決定機関である理事会、常務理事会の開催は必要不可欠であった。このため、本年度は、現行の議事規程の定めにかかわらず、日弁連が運営するテレビ会議全国網システムによる参加を出席として取り扱うとともに、議事規程上の疑義を払拭するために、議場に來た理事のみによる議決でも改めて確認をするという対応を採ってきた。

このような予期しない事象は今年度に限らず、今後も理事が一堂に会して理事会を開催することが困難な状況が起り得るという可能性もある。そこで、今年度実施してきたテレビ会議全国網システムを利用して、理事及び常務理事が各会の会場から理事会、常務理事会に出席できるようにすることを目的として改正を提案するものである。

出席については、専用回線による安定性及びセキュリティに鑑み、当面の間はテレビ会議全国網システムの利用を想定しているが、将来的な技術進歩等にも対応できるように、本改正案では、映像と音声の送受信により、相手の状態を相互認識しながら通話できる方法によるとしている。なお、理事会、常務理事会の開催中に、通信機器の故障等により通信が途絶する場合も想定しておく必要があり、この場合の当該理事及び常務理事の議決権の扱いについては、通信システムが復旧されない間は、審査及び議決に加わることができないということを規定することとしている。ほぼ議場から退席をしたという扱いにさせていただくという趣旨である。

また、理事会等において、議長に発言の許可を求める方法については、従前、起立して「議長」と呼ぶと規定されているが、実際には、議長から発言を希望する会員に対して挙手を求めていることから、実態に合わせて「起立」を「挙手」に改正することも併せて御提案をしている。挙手と改正することについて、挙手できない会員もいるのではないかと、あるいはテレビ会議全国網システムによって理事会等に出席している場合、挙手が見えないのではないかと御意見もあろうかと思う。そこで、挙手に限らず、議長が発言を認めた場合は、発言ができる旨を規定する改正案も併せて御提案をしているところである。

本議案の提案理由の趣旨は、以上である。よろしく御審議のほどお願いする。

議長は、質疑に入る旨を宣し、特に質疑がなかったため、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

劔持京助会員（神奈川県） 「第5号議案及び第6号議案に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。

私は、今年度日弁連の理事をしている。理事会が開催される弁護士会館からの出席、所属弁護士会館からテレビ会議全国網システムを利用した出席のいずれも経験している。ちょうど半分半分ぐらいであろうか。

日弁連理事会では、出席理事から様々な意見が出され、議論を積み重ねて審議している。リアルとリモート双方の出席経験を踏まえると、意思決定機関では、実際に集まって議論をすることが、議論の活性化のためにはやはり重要だと考えている。

一方で、今回のコロナ禍で集まることが困難な状況においても、日弁連の活動を継続していくために、議論に参加できる方法を規定しておくことも大切だと考えている。今年度

の理事会では、会則及び議事規程が想定していない緊急事態の状況に鑑み、現行の議事規程の定めにかかわらず、テレビ会議全国網システムによる参加を出席として取り扱い、議事規程上の疑念が生じないように、議場にいる理事による議決を最後に行ってきた。

今後、集まることが困難な状況の中で開催した理事会の議事の有効性に疑義が生じないよう、テレビ会議全国網システムの利用について、会則会規上出席と規定することは、日弁連の会務の継続性の観点からも必要だと考えている。また、理事会の議事は公開されておらず、先ほどの岡田副会長の御説明どおりセキュリティを確保する必要があり、安定的に接続する必要もあることから、当面の間は専用回線によるテレビ会議全国網システムに限定することが妥当だと考えている。

ちなみに、私は本年度神奈川県弁護士会の会長を務めているが、神奈川会執行部でも本年度の総会及び常議員会の開催に当たって、本部会館で定足数を確保した上で、支部会館との間のテレビ会議全国網システムの中継のみを導入したことを御紹介する。以上の理由から、第5号議案及び第6号議案に賛成する。」

吉岡剛会員（東京） 「小職は、2020年度日弁連常務理事として理事会、常務理事会に出席している。その経験も踏まえて、本議案いずれにも賛成する意見を述べる。

議事規程の改正案中、特に通信システムを利用した理事会等の出席について述べる。会場の皆様にイメージを持っていただくために、日弁連理事会の様子について、簡単に説明する。日弁連理事会は、月1回のペースで、2日連続で開催されている。今年度について言えば、1日目は、昼食休憩等を挟むが、午前10時45分から午後5時頃まで、2日目は午前9時30分から午後4時頃まで、みっちり行われている。少々前後することもある。

毎回、理事会では、理事会の承認が必要とされている審議事項だけではなく、要請事項、報告事項についても説明を受け、質疑応答、意見交換を行っている。案件は毎回30件前後である。その他、理事会内本部といって、例えば今年度設置されたCOVID-19対策本部、法曹養成制度改革実現本部など、理事を構成員とする組織が設置されており、これらの本部の活動報告を受け質疑意見等を行っている。このように、理事会では、毎回丸2日をかけて、多数の事項について審議等が行われている。

さて、執行部の説明のとおり、現行の会則、議事規程に明文の許容規定はないものの、緊急事態宣言や県境を越えての移動自粛要請等のため、全国の理事が東京に来ることが事実上困難となり、通信システムを利用した出席も出席と扱う運用が採られてきた。

ただ、小職は、今年度いずれの理事会も東京会場でリアル出席をしている。東京会場において、他の理事の発言がどう聞こえているかということ、非常にクリアに聞こえている。また、リモート出席の理事同士も、他のリモート出席の理事の発言も踏まえて発言されていることからすると、リモート出席同士の意思疎通もできているのではないかとみている。であるから、理事会では、実質的な議論を行うのに大きな差し支えはなかったとみている。

他方、今後も感染症による混乱のほか、災害等による交通途絶等により、全員がリアル出席することが困難な事態に備える必要があるため、本議案に賛成する次第である。

最後に一つだけ付言すると、理事会、常務理事会は、日弁連の重要な意思決定の場である。モニターでは、他の理事の表情、発言態度等確認しにくいこともある。今後理事にな

る方には、平時ではできる限りリアル出席を心掛けていただきたく、執行部にもリアル出席を呼び掛けていただきたいと思います。条件を付するわけではないけれども、議案については賛成する。以上である。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第5号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

続いて、第6号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

- [第7号議案] 会則中一部改正（第67条、第69条の3、第70条の2及び第71条の2・通信システムを利用した法定委員会出席）の件
- [第8号議案] 外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第44条、第50条及び第55条・通信システムを利用した法定委員会出席）の件
- [第9号議案] 資格審査手続規程（会規第21号）中一部改正の件
- [第10号議案] 懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第59号）中一部改正の件
- [第11号議案] 綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第57号）中一部改正の件
- [第12号議案] 綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第58号）中一部改正の件
- [第13号議案] 外国法事務弁護士登録審査手続規程（会規第26号）中一部改正の件
- [第14号議案] 外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第66号）中一部改正の件
- [第15号議案] 外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第65号）中一部改正の件

議長は、第7号議案「会則中一部改正（第67条、第69条の3、第70条の2及び第71条の2・通信システムを利用した法定委員会出席）の件」、第8号議案「外国特別会員基本規程（会規第25号）中一部改正（第44条、第50条及び第55条・通信システムを利用した法定委員会出席）の件」、第9号議案「資格審査手続規程（会規第21号）中一部改正の件」、第10号議案「懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程（会規第59号）中一部改正の件」、第11号議案「綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程（会規第57号）中一部改正の件」、第12号議案「綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第58号）中一部改正の件」、第13号議案「外国法事務弁護士登録審査手続規程（会規第26号）中一部改正の件」、第14号議案「外国法事務弁護士懲戒委員会及び懲戒手続に関する規程



(会規第66号) 中一部改正の件」及び第15号議案「外国法事務弁護士綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程(会規第65号) 中一部改正の件」を一括して議題に供した。

富田秀実副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第7号議案から第15号議案までは、通信システムを利用した法定委員会出席に関する議案である。

第7号議案から15号議案まで、通信システムを利用した法定委員会出席の提案理由を一括して御説明する。簡潔に用件のみ、提案趣旨として御説明する。まず、提案の趣旨ないし必要性についてであるが、御承知のとおり日弁連には、弁護士法と外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法に基づいて、資格審査会、懲戒委員会、綱紀委員会、綱紀審査会、外国法事務弁護士登録審査会、外国法事務弁護士懲戒委員会、外国法事務弁護士綱紀委員会といったいわゆる法定委員会が置かれている。法定委員会は、特定の弁護士等の資格や権利義務に関わる重要事項の審議を担っており、各種業務を停滞させず、その使命を継続的に担っていく必要がある。

しかし、昨年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言の発令時には、委員が日弁連に参集することが事実上困難となり、休会とせざるを得ない場合が生じ、業務に影響が生じた。そのため、今回の御提案では、今後の感染拡大に備え、また新型コロナウイルス感染症に限らず、各種感染症や災害の発生の事態が生じた場合において、適正手続に最大の配慮をし、一定の要件の下でのみ通信システムを利用して委員会に出席することを認めることとし、関連して必要な事項を定めることなど内容とする会則及び関連会規の一部改正を提案するものである。

なお、現段階では、通信の安定性、セキュリティの観点から日弁連が運用するテレビ会議全国網システムによる出席とし、出席場所は弁護士会、弁護士会支部又は弁護士会連合会を想定している。

次に、具体的な改正の内容について、委員会ごとに御説明する。まず、懲戒委員会、外国法事務弁護士懲戒委員会、綱紀委員会、外国法事務弁護士綱紀委員会についてである。

ポイントは6点ある。1点目であるが、委員は災害の発生等で、委員会の開催場所において出席することが困難なときは、あらかじめ委員長の許可を得ることにより、通信システムを利用して委員会に出席できることとする。2点目、審査期日又は調査期日については、対象弁護士などの手続保障の点から、原則として委員の通信システムによる出席を認めることはできず、委員は対象弁護士などが同意したときに限り通信システムを利用して出席できることとする。3点目、対象弁護士などやその代理人、補佐人が通信システムを利用して審査期日などに出席することを希望するときは、委員長は一部の例外を除きこれを許可することができることと規定した。4点目は、関係人、異議申出人又は懲戒請求者が、災害の発生その他のやむを得ない事由により、通信システムによる審尋を希望するときは、対象弁護士などが同意すれば、委員長はこれを許可することができる旨を規定した。5点目、調査員の審査期日などへの出席や委員会に設置される部会についても、委員の通信システムによる委員会の出席に関する規定等を準用するというのを会規に規定した。

最後に、6点目として、通信システムを利用した委員などの出席は、あくまでも例外的な出席方法であり、その旨を記録化しておく必要があり、その手当てを規定している。

以上が懲戒委員会、外国法事務弁護士懲戒委員会、綱紀委員会、外国法事務弁護士綱紀委員会についての説明である。

次に、綱紀審査会について、委員の通信システムを利用した出席に関する改正内容及びその理由については、先ほど述べた趣旨と同じである。ただし、綱紀審査会については、弁護士法第64条の4第1項において、原弁護士会の懲戒委員会に事実の審査を求めることを相当と認める旨の議決を行う場合は、出席した委員の3分の2以上の多数をもってしなければならないと定められており、特に厳格な議決要件を定め、対象弁護士などの手続保障を図ったものと解されている。このため、当該議決を行う場合は、委員の通信システムによる出席を認めない旨を会則に規定することにした。

最後に、資格審査会と外国法事務弁護士登録審査会についてである。委員の通信システムを利用した出席に関する改正内容及びその理由については、前に述べた趣旨と同じである。ただ、資格審査会については、2019年12月に施行された弁護士法の一部改正により弁護士の欠格事由から成年被後見人や被保佐人が削除されたことに対応するため、資格審査手続規程において、会長や委員、予備委員が除斥される事案として、従来の補助人や補助監督人に加え、自己が後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人となっているものに関する事案も追加している。

最後に、繰り返しになるが、日弁連は、高度の自治権をもつ弁護士の団体として、各種法定委員会が置かれ、その運用を担っている。今般の新型コロナウイルス感染症のみならず、各種の感染症のまん延を含む災害の発生その他の事態が生じた場合を想定し、法定委員会における各種業務を停滞させず、その使命を継続させていく必要があることから、今回委員などの出席を認めることなどを内容とする会則及び関連会規の一部改正を提案するものである。

なお、各改正規定は、いずれも本日、2021年3月5日の施行を考えている。御審議のほどよろしく願います。」

議長は、質疑に入る旨を宣し、特に質疑がなかったため、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

濱谷美穂会員（東京） 「第7号議案から第15号議案までについて、賛成する立場から意見を述べる。今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、昨今実際に全国各地で発生している震災や豪雨災害等々の各種自然災害に際しても、弁護士自治の根幹である資格審査、綱紀、懲戒及び綱紀審査等の手続に係るいわゆる法定委員会は、審議、審査を遅滞させずに、その職務を全うしていただく必要があると考えている。

法定委員会のうち資格審査については、迅速な審査が必要なことは論を待たない。綱紀懲戒関係の各委員会においても、私たち会員は、懲戒手続に付されている間は、精神的な負担はもちろん、登録換え、登録取消しの請求禁止などの制約を受けるため、可能な限り迅速に審議を進めていただく必要がある。

昨年4月のコロナ禍における緊急事態宣言発出の際は、東京の弁護士会館に集まって行う通常の会議形式の委員会を約2か月間開くことができなかつたと聞いている。事案の審議が遅れることは、可及的に防止すべきものと考ええる。

また、法定委員会の委員は、東京に限らず全国各地から選出しているものと思われる。それゆえ、緊急下では、その移動に支障が生ずることは当然に想定しておかなければならない。もっとも、法定委員会は、弁護士等の資格の得喪にも関わり、その職務の重要性から手続の適正性、安定性及び秘密の保持が強く求められている。これまで、一定の場所で開催され、そこに委員その他の関係者が現に存在することが前提とされており、どのような場合にテレビ会議等での出席を認めるのか、通信が途絶した場合の取扱いも明確でないまま、従前の解釈運用を改正手続を経ずに変更すべきではないと思っている。

そのため、会則等について、必要な改正手続を行った上で、通信システムを利用した会議への出席を認めていくべきと考ええる。ただし、各種特別委員会のようなZoomによる開催ではなく、日弁連の運用している専用回線を用いたテレビ会議全国網システムを利用した出席になることや、利用場所の限定については、秘密保持の観点からも適切なものと思われる。

また、先ほど述べたとおり法定委員会は、その手続の適正性、安定性及び秘密の保持が強く求められている。改正案では、一定の条件の下、委員長の許可を得ることにより、通信システムを利用した委員会への出席が可能となることや通信が途絶した場合の扱い、審査期日等における通信システム利用出席の際の対象弁護士の同意の必要性、非公開の扱い、議決書への記載方法等通信システムを利用するに当たって、配慮すべき事項が従前に規定されていると思う。

なお、通信システムの利用ができる具体的な事象の内容等については、法定委員会ごとに運用に差が生じないように、一定の基準について、今後執行部から各委員会側にお示しいただくのがよろしいのではないかと思う。

以上の理由から、弁護士自治の根幹である各種法定委員会の運用を担っている日弁連としては、法定委員会における各種業務を遅滞させず、その使命を継続的に担っていくためにも本議案に賛成する。以上である。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第7号議案について挙手による採決が行われ、出席者の3分の2を超える賛成により可決された。

次に、第8号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第9号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第10号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第11号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第12号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第13号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第14号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

続いて、第15号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

**〔第16号議案〕 債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第93号）中一部改正の件**

議長は、第16号議案「債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第93号）中一部改正の件」を議題に供した。

鎌田健司副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第16号議案「債務整理事件処理の規律を定める規程（会規第93号）中一部改正の件」につき、趣旨説明をする。

まず、今回の提案内容である改正案について説明する。2011年2月9日の臨時総会で制定され、同年4月1日から施行された債務整理事件処理の規律を定める規程は、時限立法として制定され、施行日から起算して5年を超えない範囲内において、理事会で定める日に効力を失うこととされていた。

その後、本規程は、2015年12月4日の臨時総会において、その効力を有する期限を5年間延長する旨の改正が行われ、その附則第3項において「この規程は、この規程の施行の日から起算して10年を超えない範囲内において理事会で定める日に、その効力を失う。」とされた。

すなわち、本規程の効力は、2021年3月末日までの理事会で定める日をもって失われることとなるが、本提案は近年の過払金返還請求事件数の推移等の諸事情に鑑みた上で、本規程附則第3項を改正し、その効力を有する期限を更に5年間、つまり最長で2026年3月末日まで延長することを提案するものである。

具体的な改正文言としては、本規程附則第3項を「この規程の施行の日から起算して15年を超えない範囲内において理事会で定める日に、その効力を失う。」と改正するものである。

続いて、提案理由について説明する。日弁連では、債務整理事件についての不適切な処理や暴利行為に当たる報酬に関する懲戒事例が散見されたこと、その種の苦情が少なからず弁護士会の市民窓口等に持ち込まれたことから、債務整理事件の勧誘、受任及び法律事務処理に関して、弁護士が遵守すべき事項を定めるとともに、主として過払金返還請求事件における弁護士報酬額の適正化を行い、弁護士に対する国民の信頼の確保及び依頼者の利益の擁護を図ることを目的として、2011年に本規程を制定した。

その後、本規程施行後の過払金返還請求事件数は、年々減少傾向にあったものの、他方で市民窓口等には、依然として一定数の苦情相談が寄せられていたことなどの当時の諸事情に鑑みて、2015年12月の臨時総会において本規程の効力を有する期限を5年間延長した。

しかし、この効力延長後も過払金返還請求事件数は、引き続き減少傾向にあるもの

の減少ペースは鈍化しており、地方裁判所及び簡易裁判所の民事第1審通常訴訟新受件数の推移を見ても、ピーク時と比較して減少傾向にあるものの、いまだ過払金返還請求事件数は事件がなくなったわけではない。

地方裁判所における自然人の自己破産事件及び個人再生事件の既済事件数も、依然として少ないとは言えない水準であり、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、今後債務整理事件の増加も予想される。

確かに、2011年の制定以前と比較すれば、弁護士会の市民窓口寄せられる苦情件数は減少しており、これは本規程が周知されたこと等による成果であるとも考えられるが、弁護士の債務整理事件処理に関するトラブルに対する市民・世論の目は、今なお厳しいものがあるということは、皆様も承知のとおりである。

仮に、本規程を2021年3月末日までに廃止した場合には、債務整理事件に関する不適切な勧誘、受任及び法律事務処理並びに不適切かつ不当な額の弁護士報酬の請求又は受領等の不適切事案の防止は、弁護士職務基本規程等の一般規程によって規律されることとなるが、ここまでにも述べた現状に鑑みると、そのみでは不適切事案の防止を全うすることは困難であると考えられ、本規程の必要性が解消されたとまでは言い難いと考えており、この度本議案を提案する次第である。

なお、本提案に際し、本規程の効力を有する期限の延長について、あらかじめ意見照会を行ったが、全ての弁護士会及び関連委員会より賛成の意見を頂いている。以上のとおり提案する。よろしく審議のほどお願いする。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

鈴木淳巳会員（愛知県） 「まず、質問事項1であるけれども、債務整理事件処理の規律を定める規程の位置付けについて、質問したい。会員に配布された本件規程解説については、貴会の公的解釈として弁護士等の会員に周知したものであり、本件規程と一体となって会員の会則会規規則順守義務の一内容を成すものと理解している。

本件規程解説の位置付けについて、貴会の本件規程解説に関する公的見解として、会員に遵守を求めるものであるという認識に相違がないかを回答を頂きたい。以上が1点目である。

2点目、本件規程成立時の公取の回答内容についてである。貴会の理事会議事録によれば、2010年10月19日開催の第7回理事会において、本件規程の直接面談等につき独占禁止法上の問題について、公正取引委員会の指摘が示されている。一方で、同年11月16日開催の第8回理事会においては、公正取引委員会より独占禁止法に当たらないという回答を得たこと、後日書面でも入手できる見込みであるとの記載がある。

そして、同理事会では、債務者が遠方に所在する場合には、困難な特段な事情があると認められるということを前提とした解釈が示されている。本件規程の延長が決議された2015年12月4日開催の臨時総会及び本件総会の再延長の提案のいずれにおいても、延長の可否についての公正取引委員会の意見を参考聴取したものが記載されている。

しかし、公正取引委員会の判断内容が私には明らかではない。公正取引委員会の本件規

程成立時の適法意見の射程を確認したく、上記11月16日開催の第8回理事会記載の公正取引委員会からの回答の内容を回答いただきたいと思います。

3点目、債務整理規程成立後の直接面談規定の成立後の解釈変更についてである。本件規程成立時に前提としていた解釈としては、2010年11月16日開催の第8回理事会においては、債務者が遠方に所在する場合には、困難な特段な事情があると認められるとの理事の発言がある。

また、本件規程が成立した2011年2月9日の臨時総会の招集通知内の債務整理事件処理の規律を定める規程案、解説案の3条の解説3の6のイにおいては、直接面談の例外である「面談をすることに困難な特段の事情」の解釈に関し、債務者が遠方に所在する場合の要件該当性を緩やかに認めている。

一方で、規程成立後に貴会が交付した本件規程解説においては、同一の規定の解釈について、大幅に制限的な解説が加わり、地理的遠隔を理由とした「特段の事情」の解釈余地が規程成立時に比して極めて制限されている。

上記の解説の変遷からすれば、本件規程成立時には許容されていた行為が、事後的な公的解釈による規制により制限されている。貴会の上記の行為規制についての事後的解釈変更についての手続的問題の有無に対する見解及び同解釈変更が、2010年の段階で公取から示されていた懸念との関係で、独禁法上問題とならないと考える根拠について、回答を頂きたいと思う。

質問事項4点目である。本件規程解説の公正取引委員会への確認の有無についてである。会員に公開される理事会議事録から確認される限りでの時系列によれば、本件規程の独占禁止法違反の問題について、実質的な意見を聴取したのは、本件規程成立前の2010年11月であると思われる。本件規程解説が作成されたのは、本件規程成立後である。

そうすると、2010年11月段階で、公正取引委員会に本件規程について貴会の「特段の事情」の解釈として示されていたのは、本件規程が成立した臨時総会において示されていた「特段の事情」を広く認める内容であったことになる。本件規程の延長が決議された2015年12月4日開催の臨時総会及び本件総会の提案理由、いずれにおいても、公正取引委員会から延長に問題はないとの意見を得ているとの記載があるが、その前提として2010年11月以降に解釈変更した本件規程解説の内容について、公正取引委員会に示した上で適法意見を得ているか否か、得ている場合にはその時期及び対応について回答いただきたいと思います。

質問事項5、ウェブ面談の直接面談該当性についてである。貴会の理事会議事録概要によれば、2020年7月17日開催の第4回理事会、2021年1月21日開催の第11回理事会のいずれにおいても、ウェブ面談をはじめとするリモート面談は、直接面談に該当しないとの見解が鎌田副会長より示されている。

本件規程の延長が仮に本総会で決議された場合、貴会の法的解釈としてウェブ面談が直接面談に該当しないという解釈を採るものであるかどうか回答を頂きたいと思う。また、ウェブ面談が直接面談に該当しないという解釈を採る場合、貴会の別規程の提案理由中においても、現在では通信技術の発達により、通信システムの利用により、議事の本質である自由な意見陳述、質疑、討論等を行うことができるという解釈を示している中で、直接

面談義務という構成、事業者の営業方法や販路販売範囲を制限する重大な行為規制について、同じ目的を達成できる最小限の規制という普遍的観点並びに資格者団体の活動に関する独禁法上の考え方を踏まえ、いかなる議論・検討がなされた上で、ウェブ面談が直接面談に該当しないという結論に至るのか、回答を頂きたいと思う。

質問事項6、ウェブ面談が直接面談に該当しないという解釈の公正取引委員会の確認の有無についてである。ウェブ面談が直接面談に該当しないという解釈が、貴会の法的解釈である場合には、公正取引委員会への確認の際に、ウェブ面談が直接面談に該当しないという貴会の解釈を示した上で、公正取引委員会の本件規程の再延長に係る適法意見を得たことがあるか。得ている場合には、その時期及び対応について、回答を頂きたいと思う。

最後に、質問事項7、具体的事例の解釈についてである。以下の事例について、直接面談を経ない受任及び事件処理が本件規程違反になるかについて、本件規程延長を決議する前に、会員に貴会が前提としている公的解釈を示していただきたいと思う。

一つが「特段の事情」の解釈についてである。居住地から会員の事務所まで公共交通機関で1時間程度の地域に居住する債務者が、移動に掛かる時間の負担及び交通費の負担を理由に直接面談を拒否して、電話面談ないしウェブ面談を希望した場合に、「特段の事情」に該当するか否か、解釈を示していただきたい。

また、特に会員が、直接面談のための来所を第一次的な選択肢として債務者に推奨したにもかかわらず、債務者の希望により上記を理由として、面談を希望され、それに応じた場合に「特段の事情」に該当せず、会員が規定違反として、懲戒事由に問われる余地があるか回答を頂きたい。

最後に、遠方を「特段の事情」とする場合の直接面談の要否についてである。遠方を「特段の事情」の主たる理由として、直接面談を経ずに受任した場合、受任後の転居等の「特段の事情」がない限り、委任契約中に「特段の事情」が解消されないので、直接面談のために遠方から来所する負担を依頼者に課すことなく、委任事件を終結することを原則的に想定した規制であるという解釈でよいか、回答を頂きたいと思う。以上である。」

鎌田副会長 「1個1個回答する。まず、質問事項1についてであるが、質問は、日弁連が配布した本件規程解説が、公的解釈として会員に周知したものであり、本件規程と一体となって会則順守義務の一内容を成すものであるかという質問だったと思われるが、本件規程解説は、その冒頭の「発刊に当たって」と題する部分にも記載されているが、日弁連の統一的な公権的解釈を示すものではない。

続いて、質問事項の2についてである。質問は、公正取引委員会の回答書面についてであった。まず、誤解のないように申し上げるが、日弁連は本規程の制定に当たって、公正取引委員会の意見を聴収したが、それは本規程中の報酬の上限規制についてであり、行為規制及び広告規制については、日弁連の側から公取に意見を聴き、回答を求めたという事実はない。行為規制等については、弁護士倫理上の問題でもあり、会員の綱紀保持が日弁連の責務であることからして、適切な範囲での合理的規制である限り、自治団体としての日弁連がその権限と責務に基づいてなし得るものであって、この点は独禁法上も十分考慮されるべきであるという立場であったので、日弁連の側から公取に意見を聴いたという経

緯はない。

もっとも、こちらから聞いたことではないが、公正取引委員会の側から報酬規制以外の点についても、指摘があったことは事実である。しかしながら、これは日弁連が何らかの質問をして公取の回答を得たという性格のものではない。当時の関係者に確認したところでは、理事会において執行部が、公取から書面で回答が得られる見込みと述べたことはあったようであるが、この点は当時行き違いがあり、公取から書面での回答は得られなかったということである。

続いて、質問事項の3についてである。質問は、本規程成立時には、許容されていた行為を事後的に公的解釈により規制しているとして、解釈変更が独禁法上問題とならない根拠を示していただきたいというものであったかと思う。

この点については、まずもって解釈変更を行ったという認識は持っていない。条文の解釈としては、あくまで「遠方」の解釈ではなく「特段の事情」の解釈であり、制定時の提案理由でも、「特段の事情」は事案により個別具体的に判断されることになると述べた上で、ある程度類型的な解釈の例として遠方を挙げたものである。「特段の事情」の有無が、当該事案ごとの個別具体的判断であることは、変わらない。

解説では、その点について、幾つかの判断のメルクマールを挙げて、詳細に論じたものであり、解釈を変更したものではない。他の法令でもそうであるが、「特段の事情」というのは、一種の規範的要件であり、いわゆる評価根拠事実と評価障害事実を総合考慮して判断されるべきものである。遠方であるという点が、評価根拠事実になるというのはそのとおりであるが、その一事をもって、「特段の事情」ありとなるものでないことは、法文の解釈態度として、むしろ当然のことであろうと思う。

続いて、質問事項の4についてである。解釈変更について、公取に示した上で、適法意見を得ているかという質問であったかと思われるが、まず、指摘のような解釈を変更したという認識は持っていない。

次に、先ほど申し上げたように、行為規制について、日弁連が公取に意見を聴いたという経緯はなく、延長時も同様である。したがって、行為規制について、公取の適法意見を得た、あるいは得ないというような対応は、そもそもしていない。

続いて、質問事項の5についてである。ウェブ面談が、公的解釈として直接面談に該当するかどうかという質問であった。公的解釈という点については、先ほど申し上げたとおりであるので、その点はおくが、ウェブ面談は、規程第3条にいう面談に該当しないと考える。本議案は、延長の可否を問うものであり、改正部分以外については、従前の解釈を踏襲するものである。

従前から本規程上の面談とは、文字どおりの現実に面と向かって話をするを指すものであり、その他の対応による事情聴取はリモートによるものも含め、面談に当たらないと解釈されていると認識している。

解釈論を多少述べると、面談の文言解釈としては、リモート等による面談を可能とする文言が条文上補われていない限りは、文字どおり対面することを指すと解釈するのが原則であると思う。また、本規程は、第3条第1項で、面談を義務付け、ただし書で、面談をするのに困難な特段の事情がある場合には、当該事情がやむまでの間は面談をしないこと



を許容するとともに、第2項で、特段の事情があって面談しない場合には他の通信手段を用いることを規定している。リモートによる面談は通信手段を用いるものである。

したがって、条文の構造に基づく解釈としても、第1項の面談には、リモートによる面談は含まれないと解釈するのが妥当であると考ええる。本総会における他の議案については、リモートによる出席を文字どおりの出席と認めることに支障があることから、改正を行うものであり、本規程についても改正しない限り、ウェブ面談を面談と認められないのは同様である。

なお、質問の中で、通信システムの利用の利便性等についての指摘があるが、この点については、会務に精通し、会議への出席の経験が多数あり、リモート会議にも相当程度慣れている理事等の会議の場合と、事件処理のために依頼者から事情聴取をし、それにより弁護士と依頼者との間に必要な信頼関係を構築する場合とでは、自ずから異なるものと考ええる。事件処理は、依頼者の人権に直接関わることであって、弁護士倫理上の観点からも、同列には論じられないと考える。

続いて、質問事項の6についてである。ウェブ面談が直接面談に該当しないという解釈について、公取の適法意見を得たことがあるかという質問であるが、先ほども申し上げたとおり、行為規制については、本規程制定時もそうであったが、その後も公取に意見を聴いたということはない。

最後に、質問7についてである。具合的事例についての解釈の質問ではあるが、本議案は、本規程の延長の可否を問うものであるが、質問の点は、議案との関連性も不明であるし、個別具体的な事案について、それが懲戒事由に該当するか否かという点については、綱紀懲戒手続の独立性の問題もあるので、答えは差し控えたいと思う。以上である。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

三上理会員（東京） 「私は、消費者問題対策委員会の多重債務部会に所属しているところ、第16号議案に賛成する。2006年12月に改正貸金業法が成立し、2010年6月に完全施行されてから、10年を経過した。多重債務問題は、大きく改善されたとはいえ、この間には、銀行カードローン問題などもあり、例えば自己破産申立件数を見れば、2016年に13年ぶりに増加に転じて以来、近年ではむしろ増加傾向が見られていることも事実である。

また、現在、新型コロナの影響で生活苦や事業者の資金繰りの困難も広がっている。最近の多重債務相談の多くは、定型的大量処理にはなじまないものであることを実感している。債務整理を受任する弁護士が、自ら個別面談をして、直接依頼者の事情を把握した上で、きちんと説明をすることの必要性は、以前にも増して欠かせないものとなっている。

過払金返還請求事件も、まだなくなっていない。過払金の広告、勧誘などは、現在でも多数行われている。昨年には、全国的にコマーシャルを展開し、各地で出張相談会を実施するなどしていた弁護士法人が破産するという事案もあった。事実上、広告会社に支配されていたとも言われている。

今、ここでこの規程の効力が失われ、事件受任及び事件処理方法に対する規制や報酬規

制をなくしてしまえば、文字どおり歯止めがなくなり、更なる不祥事を引き起こすことを懸念する。以上の理由から、私は、債務整理事件処理の規律を定める規程を5年間延長する必要があると考える。以上である。」

鈴木会員（愛知県） 「先ほどの質問に、引き続き意見を述べさせていただく。反対の立場から意見を述べる。まず、第1に形式面である。少なくとも、現在の遠方を理由とする「特段の事情」の有無について、限定的な解釈をする場合、およそ遠方の依頼者を受任することは事実上不可能である。公的解釈ではないと先ほどおっしゃったが、債務整理規程には、大阪に在住する依頼者が東京にいる事務所に面談をせずに希望した場合に、直接の面談を経ずに依頼したいという希望があったとしても、そのみで「特段の事情」が認められることはまずないという記載がある。およそ遠方の依頼者を受任することは事実上不可能である。

受任の手段、方法に関する規制にとどまらず、事業者団体による販売地域の制限として、競争の実質的制限に当たるものと思料する。

本件規程の成立及び延長については、今回を含め過去3回、総会時に公取から独禁法上の問題がないとの確認を得ている旨の記載があった。先ほど、行為規制については、確認していないという回答があったが、私は、行為規制についても当然確認しているものと認識していた。他の先生方も、そのような認識の下で賛成意見を述べていた方はいらっしゃるのではないか。

現在の日弁連の「特段の事情」、公的解釈を前提とした場合の独禁法違反の有無については、明示的に公取に確認を取っていたものではないということである。公取のお墨付きがあるという前提を除いたときに、果たしてこの事実上の販売地域制限が、独占禁止法に違反するおそれがないと言えるのか、本件が既に例外的な時限規程の2回目の延長であることを含め、先生方には御検討いただきたいと思う。

第2に実質面である。独占禁止法の究極の目的は、一般消費者の利益を確保することにあることは、本件規程成立時の執行部からの説明にもあったとおりであるが、現在の直接面談規定は一般消費者の利益とは言えないと考える。

債務者が遠方に事務所がある弁護士に当該事件を委任することを希望した場合でも、多重債務を抱えるなど経済的に困窮しているにもかかわらず、受任に先立つ面談のためだけに交通費等を負担して、無理に当該遠方の事務所まで赴かない限り、当該遠方の弁護士に委任することが妨げられるのであれば、債務者の弁護士選択の利益を不当に侵害するものである。

ましてや、ウェブ面談では、規程の目的の何が達成できないというのか。弁護士の顔も見えない。表情で債務者の反応も確認できる。資料も共有して同一の資料の該当箇所を見ながら聴取や説明ができる。債務整理規程の直接面談の目的は、過去に弁護士が直接面談しなかったり、形式的な面談をするのみで、事務処理方針や不利益事項、弁護士費用等の説明が不十分であったことを解消することにあつたはずである。

科学技術の進歩、特にコロナ禍において、社会的にもウェブ会議の環境が整備浸透され、それを利用することで、直接面談以外の方法で、当該問題を解消可能であるにもかかわらず

ず、直接面談として認めないという解釈は、もはや手段と目的を混同するというほかないと思う。直接面談でなければ受任してはいけないということが目的になっているように感じる。以上の形式面・実質面双方から、私は本件規程の再延長に反対の意見を述べる。」

　　拝師徳彦会員（千葉県） 「本議案に賛成の立場から意見を述べる。先ほど、鎌田副会長からもお話があったとおり、債務整理事件に関する市民からの苦情は、本規程によって、一定程度減少したと私も認識しているが、形式上は本規程に抵触しないようにしながら、実質的には、債務者の生活再建支援に十分に配慮することなく、過払案件を含む債務整理事件を大量に受任して、画一的な処理をしていると思われる事務所は、なお存在していると認識している。

　　こうした事務所が、個々の債務者の生活の立て直しよりも、大量事件処理による収益の向上を重視して、こうした業務を行っているのだとすれば、本規程を撤廃したとたんに依頼者である債務者に対して不当に高額な着手金報酬を要求したり、弁護士の面談を経ずに更なる大量受任、大量処理を行って、債務者の利益を損なうような業務を展開するということになることは、火を見るよりも明らかである。こうした実情に鑑みれば、本規程の延長措置は、当然であると考えられる。

　　なお、新型コロナウイルスの影響で、ウェブでの打合せ等、直に面談しないで事件処理を行う弁護士も増えており、これを理由に本規程第3条第1項の弁護士の面談義務は、不要ではないか等の意見もあり得るところではある。

　　しかし、本規程第3条第1項ただし書では、面談することに困難な事情があるときは、当該事情がやんだ後速やかに、自ら面談をして、所定の事項を聴取することで足りるということになっており、コロナ禍においても柔軟な対応ができる規定が置かれている。

　　このため、コロナの影響でウェブ対応での事件処理が増えているということは、本規程を延長しない理由にはならないだろうと思う。

　　そもそも多重債務案件においては、最初の相談の時点で、債務者が自らの状況を正確に把握していないケースもままある。例えば、多くの請求書の中に、裁判所の支払督促状が混じっていて放置されているということなどもあり、面談した上でごそっと持ってきた書類を逐一こちらで紐解いて見ていくと、中にそういうものも混じっていると。

　　こういう事案にも、面談をすれば速やかに対処できるわけであるけれども、仮に全く面談しなくてもいいというルールになってしまうと、適切な事件処理に必要な情報を見落とすケースが増え、結局は債務者の利益を損なって、弁護士の信頼を低下させる事態になりかねないのではないかと懸念をしている。

　　以上から、弁護士の面談義務の点の維持の点も含めて、本規程の延長に賛成する。」

　　及川智志会員（千葉県） 「最近、私のところに来た依頼者だが、とある司法書士法人との契約をやめたいということだった。受任して、その事務所から資料を取り寄せたところ、消費者金融業者の取引履歴が来て、98万円を超える過払金だった。

　　しかし、その事務所は、44万円の返還ということで和解契約書を締結していた。それはおかしいだろうと抗議したところ、その事務所の言い訳は、本人に説明して了承を得て

いるということだった。しかし、私の依頼者に確認したところ、そんなことは聞いていないと、理解していない、了承していないということだった。

結局、まだ返金がされていないということもあって、驚いたが、和解契約書が既に締結されているのに、その事務所は消費者金融業者と話して、和解を撤回した。どうやって撤回するのかよく分からないのだが、結局私の方で、これから法律事務をすることになるが、さらにその事務所は、このろくでもない和解をしていた案件について、報酬24万円を請求していた。結局、これは払わないが、まあひどいなということ、ちょっとその事務所はただ働きしたのかもしれないが、仕様がなと思う。とつてもひどい、債務者を食い物にしている、そういう実態がいまだにあるんだなということを再認識した。

では、これは司法書士だけのことなのか。そうではないのではないかなという気がしている。もちろん、一部のよからぬ弁護士ということになるが、ほとんどの弁護士は、真面目に仕事をしていて、困っている人たちを助けようとしているところ、そういう弁護士がもしいるとしたら、この規程が果たす意義は大きいものだと思っている。であるから、この規程を延長していただくように賛成の立場から意見を述べる。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第16号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

#### **[第17号議案] 小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件**

議長は、第17号議案「小規模弁護士会助成に関する規程（会規第40号）中一部改正の件」を議題に供した。

關本喜文副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

提案理由を述べさせていただく。小規模弁護士会助成制度は、小規模の弁護士会活動の財政的基盤を確立し、もって連合会が推進する司法改革に伴う諸事情を全国的に展開することを目的として、これに要する費用を補助するため、1997年5月の定期総会において、制定された。

その後、数度の改正を経て2014年12月の臨時総会で現行制度となる改正が行われた。それから約6年が経過し、小規模弁護士会及び当会所属会員の負担が相対的に大きい状況が解消されない一方で、本制度による助成金の支給総額が減少傾向にあるという実情に鑑み、本制度の更なる継続、拡充を目的として、基準会員数による区分を見直して、助成金の支給額を各小規模弁護士会の規模に見合ったものとするを提案するものである。

具体的に述べる。まず、小規模弁護士会及び当会所属会員の負担が相対的に大きい状況が解消されないという小規模弁護士会の実情と会員の負担についてである。

これは、2018年6月時点のアンケート調査結果に基づくものであるが、登録年数等による軽減措置を除いた標準的な弁護士会費の平均では、弁護士会員数が少ないグループほど会費が高い傾向にある。その原因の一つには、弁護士会事務職員の人件費負担がある。会員一人当たりの人件費の年額平均は、弁護士会員数が少ないグループほど多い傾向にある。

さらに、2020年1月1日時点の小規模弁護士会の弁護士会員合計数は、日弁連の弁護士会員数の約9%であるが、小規模弁護士会に所在する地域の面積は、日本全体の55%以上に及んでいる。遠方の地方裁判所支部や簡易裁判所、警察署などでの弁護士過疎偏在での活動については、被疑者国選対象事件の拡大、国選付添人対象事件の拡大とともに、小規模弁護士会の弁護士の負担が軽減する状況にはない。

また、会務負担については、小規模弁護士会の弁護士の所属委員会数は多く、1委員会当たりの委員も少人数で、個々の委員会で担う委員会会務も多くなっている。加えて日弁連からの意見照会や、全国一斉法律相談や各種イベントの実施要請も多数に上っている。

このように、市民に対する弁護士による法律サービスの拡大は、今後とも全国一律に継続して実施し、発展させる必要がある。

他方で、本制度による助成金の支給総額が減少傾向にあるのも事実である。2009年度、平成21年度予算において、7,800万円であったものが、2020年度予算においては、5,300万円と減少している。

小規模弁護士会は、一般的に経済規模が小さい地域にあり、人口減少が大きな地域に所在することから、地域の経済力の限界もあり、さらに弁護士会自体の人的資源、財政規模にも限界がある。そこで、本制度の更なる継続、拡充のために、現在の基準会員数による区分を実情に合致させ、従来の5つの区分枠数を維持しつつ、区分における基準会員数を変更するものである。

これにより、今後も小規模弁護士会が弁護士会の責務を果たすことを担保し、併せて日弁連の活動に結集する求心力を維持することが図られるものと考えるところである。なお、本提案によれば、2020年1月1日における基準会員数を基に算出すると、28会に対する助成金の年間支給総額は7,700万円となる。

2021年度における実際の助成金支給総額も、おおむねこの金額に類似するものと考えられる。この7,700万円という金額は、2020年度一般会計予算事業活動支出約67億6,000万円の約1.14%である。さらに、先に述べた2009年度の支給額7,800万円を下回るものである。また、基準会員数が200名を超えた場合に、助成金の支給対象から外れるという一定の制限は維持されており、日弁連の財政への影響は予測可能な範囲となっている。

以上のとおり、小規模弁護士会における会財政や会務負担の状況等を総合的に勘案すると、本制度を継続し、より充実させる必要性は高く、弁護士会の責務を果たすための財政的基盤を補充するとともに、日弁連の活動に結集する求心力を維持するとの観点から、本規程について、改正を行うことが相当であると判断し、本規程の一部改正を提案するものである。御審議のほど、よろしく願います。

議長は、質疑に入る旨を宣し、特に質疑がなかったため、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

村田智子会員（東京） 「第17号議案に賛成の立場から意見を述べる。現在、被疑者国選対象事件の拡大、国選付添人対象事件の拡大などにより、各弁護士会が担うべき事業は、拡大の一途をたどっている。

また、日弁連から各弁護士会への事務連絡、意見照会、各種イベントの実施依頼なども多数なされている。これらの事務連絡などは、弁護士会の規模の大小とは関係なくなされることが多い。小規模弁護士会及び小規模弁護士会の会員の時間的、経済的負担は極めて大きなものとなっている。

私は、東京弁護士会という日弁連の中で最大の弁護士会に在籍しているが、東京弁護士会の会員の負担に比べ、小規模弁護士会の会員の負担は非常に大きく、本当に頭の下がる思いである。

しかし、単に私が頭を下げれば済むということではない。小規模弁護士会が多様な活動を担っていることに加え、小規模弁護士会が一般的に人口減少の程度が大きい地域に所在しているために、法的需要の拡大に向けた取組についても限度があることなども併せ考えると、日弁連が小規模弁護士会に対して適切な助成をしなければ、小規模弁護士会は弁護士会としてなすべき活動を十分展開することができなくなると思う。小規模弁護士会助成の制度は、極めて重要な制度であると考えている。

ところで、現在、本助成制度による助成金の総額は減少しているが、これは小規模弁護士会を経済的に支援する必要性が減少しているからではない。本助成制度の現在の基準会員数による区分が、実情と合致しなくなっているため、小規模弁護士会の負担が軽減されない中で、助成金が減少していると考えられる。

したがって、基準会員数による区分を変更し、より実情にあったものにする必要がある。執行部の説明によれば、本議案のとおり改正した場合には、助成金支給総額は、約7,700万円になるということであるが、この7,700万円という金額は、2009年度の本助成制度の年間総出額7,800万円を下回るものであるので、妥当な金額と言える。

このように、本議案のとおり改正された場合の助成金支給額は妥当な金額となるが、さらに基準会員数が200名を超えた場合に、助成金の支給対象から外れるという一定の制限が維持されていること、助成金については各弁護士会で特別会計を設置するなどして、収支を明らかにしなければならないとされており、使途の明確性及び透明性が担保されていることから、本議案の改正案は、財政の面からも許容されるものと考えている。以上により、私は、本議案に賛成する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第17号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

[第18号議案] 営利業務の届出等に関する規程（会規第55号）中一部改正の件

[第19号議案] 外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程（会規第63号）  
中一部改正の件

議長は、第18号議案「営利業務の届出等に関する規程（会規第55号）中一部改正の件」及び第19号議案「外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程（会規第63号）中一部改正の件」を一括して議題に供した。

冨田副会長から次のとおり趣旨説明がなされた。

第18号議案、第19号議案について、説明する。

現在、営利業務の届出等に関する規程（会規第55号）では、弁護士が営利を目的とする業務を営む法人の取締役等又は使用人になろうとするとき、営利業務従事届出書を所属弁護士会に提出する場合において、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。この提出後にも、その届出に係る事項に変更が生じたときや、届出に係る業務を廃止した場合も同様である。

この度、届出会員の負担を軽減する観点から、登記事項証明書の提出に代えて、所属弁護士会がその会規又は規則で定めるところによって、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第8条第1項に規定する情報提供契約により、当該法人の登記情報の送信を受けて確認する方法を認めることを内容とする本規程の一部改正を提案するものである。

この登記情報については、一般財団法人民事法務協会が実施している登記情報提供サービスの利用を想定している。実際には、弁護士会事務局で登記情報を確認するということを想定している。

もっとも、弁護士会ごとに営利業務の届出件数や事務局体制が異なると考えられるので、所属弁護士会がその会規又は規則で定めるところにより、先ほど述べた方法の選択が可能となるような改正を内容としている。

なお、本規程と同趣旨の規程である外国法事務弁護士の営利業務の届出等に関する規程（会規第63号）中一部改正についても、同様の改正を提案している。

以上、承認いただきたくよろしく願います。

議長は、質疑に入る旨を宣し、特に質疑がなかったため、質疑を終了して討論に入る旨を宣した。

藤井麻莉会員（第二東京） 「本議案について、賛成の立場から意見を述べる。第二東京弁護士会では、組織内弁護士が会員の1割を超え、営利業務の届出は、年間400から500件近くある。営利業務の届出を行う際には、御説明にあったとおり、登記事項証明書を取得する必要がある、営利業務の届出を行う会員のうち多くを占める、特に組織内弁護士の若手会員から、取得手続が容易で取得費用も低額である登記情報の提出で足りるようにしてほしいという要望が多く寄せられていた。むしろ、なぜ登記事項証明書の原本が

必要なのかという意見を事務局が受けることもしばしばある。

第二東京弁護士会の令和元年度の担当理事者は、このような会員の声を重く受け止めて、令和2年1月、当会から日弁連に対して、営利業務の届出等に関する規程の改正を求める意見書を提出した。その意見を丁寧に検討していただき、今回本議案を御提案いただいたことに、第二東京弁護士会の当時の理事者の一人として厚くお礼申し上げます。

本議案が承認可決された場合、第二東京弁護士会では、速やかに規則を改正し、事務局にて登記情報を取得して確認できる体制を整え、会員の業務効率化を図り、もって会員サービスの充実に努める予定でいる。

以上のとおり、私は本議案に賛成する。」

議長は、他に討論がないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第18号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。次に、第19号議案について挙手による採決が行われ、賛成多数で可決された。

議長は、全ての議事の終了を宣した。

荒会長から次のとおり挨拶があった。

皆様方、本日は多数の方々にお集まりいただき、全ての議案審議を行っていただき、御承認いただいたこと、執行部を代表し心より御礼申し上げます。

特に、コロナ禍の中、本日は、360名もの皆様方にお集まりいただき御審議いただいた。その中には、平山先生をはじめとする歴代会長の皆様方、そして本当に大先輩、もう法曹生活60年を上回る会員もお越しいただいている。日弁連の奥行きの高さ、懐の深さを感じる総会であった。

お陰様で、私たち執行部は、この臨時総会で御承認いただいた様々な課題を乗り越えることができたけれども、これを財産として、次年度は、定期総会、理事会、法定委員会等を規則に則ってきちんと開いていきたいと思っている。

明日、私は、京都に移動して京都コンGRESSに出席をさせていただく。日弁連は、サイドイベントをいろいろ企画しており、世界に様々な我々の活動をアピールしたいと思っている。

また、私は、福島県相馬市の出身であるが、3月11日には、東日本大震災から10年ということで、節目の時を迎える。その時、私たちは、会長声明を出す予定であるけれども、何よりも私たちは、一人ひとりの人間の復興に関わっていくんだということを高らかに重ねて宣言したいと思っている。

また、来週3月12日には代議員会が開催されて、もう既に候補者として確定している2人のクォータ制による副会長さんを含む15名の副会長さんが、全国各地から選ばれることになると思っている。



さらにはまた皆様方に何年か前に御承認いただいて、私たちが準備を進めてきた理事クオータ制についても4名の方々の候補者が上がってきた。理事の数が4名増えて75名となり、次年度からは、ますます中身の濃い厚みのある議論ができるものと期待している。

このように、私たち執行部は、まだまだ様々な行事、様々な課題を背負いながら3月31日まで引き続き執行部としての役割を果たしたいと思っているので、引き続き皆様方には、御支援、御協力をお願いしたいと思う。

本日は、議長団3名の先生方の御尽力により、そして会場に集まられた皆様方の御尽力により、予定よりも大分早く終わった。皆様に感謝の気持ちを込めて御礼を申し上げて、私からの挨拶とさせていただきます。

議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 鈴木敦悠 桐原明子)